

務	00	01	1年
(令和8年3月末まで保存)			

人 安 第 3 2 号
令 和 6 年 5 月 1 3 日

各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

行旅病人の取扱いに関する証明事務の廃止について

救護を必要とする行旅病人への証明書の交付については、行旅病人及行旅死亡人取扱法等施行細則（昭和35年青森県規則第九号。以下「細則」という。）を根拠に「行旅病人の取扱いに関する証明事務について」（令和3年11月9日付け少安第337号。以下「証明事務通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、細則第四条に規定する費用弁償の請求に要する書類から「警察官署の証明書」が削除されることに伴い、改正細則の施行日である令和6年5月15日以降は中核市である青森市及び八戸市を含む県内全市町村において、県に対して行う行旅病人取扱費用の弁償の請求に警察官署の証明書を要さないこととなる。

よって、警察においても改正細則の施行日以降は、行旅病人に対する証明書の交付事務を行わないこととなるため、関係職員に周知の上、対応に誤りのないようにされたい。

なお、改正細則の施行日をもって、証明事務通達は廃止する。

担当

人 身 安 全 対 策 課

人 身 安 全 対 策 第 二 係